平成２８年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市大字恩間97番地１　恩間ハウス101号
債務者　小池　栄美
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８２１号
さいたま市見沼区大字風渡野475番地　イーグルハイツＡ101
債務者　静　　慶子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高澤　史生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５７号
大阪府三島郡島本町江川２丁目24番５号
債務者　橋本　正博
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　春木　由香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８４号
埼玉県飯能市仲町12番13―203号
債務者　堯　　裕也
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山　美香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４号
岐阜県大垣市赤坂町2990番地１
債務者　ラスタ・ダイヤモンドこと　奥田　伸一
１　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大澤　　愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
釧路市文苑２丁目32番16号
債務者　はた商店こと　漢　眞梨子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
北海道小樽市新光３丁目４番６号　Ｊｍｍｓ新光弐番館101、前住所北海道小樽市新光１丁目11番５号
債務者　南場　　実
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　英貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７０号
北海道室蘭市中島町２丁目29番20―207号、前住所北海道室蘭市高砂町５丁目31番９号
債務者　敦谷　和子
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1260番地の３
債務者　久保田利昭
１　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４４号
岐阜県美濃加茂市加茂川町２丁目４番17号
平塚市営住宅Ｂ１―Ｃ
債務者　山口有美子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第７４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字砂ノ口21番地９
債務者　加賀　鐘二
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７５号
愛知県一宮市時之島字古野33番地４
債務者　五十川雄介
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７８号
愛知県一宮市西大海道字戌亥71番地
債務者　五十川梨江
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４０号
奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目９番50―405号
債務者　山中　友里（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１８１号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵59番地の１　小泉サンハイツ407号
債務者　伊藤　理奈
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１８３号
奈良県天理市柳本町1455番地３
債務者　岡本　麻美
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１８６号
奈良県桜井市大字西之宮217番地の１　２号館204号室
債務者　長谷川　裕
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
奈良地方裁判所